

問Ⅴ - 9 - ①（残余財産処分）

公益法人の残余財産の帰属先を複数の公益法人に定めることはできますか。

答

- 1 公益法人の残余財産の帰属先は、法令で適格な者を定めていますが（公益法人認定法第5条第18号及び第17号、公益法人認定法施行令第8条）、適格と定められた者に属する限り、具体的な帰属先が単数である必要はなく、複数指定することが可能です。
- 2 その法人と類似の事業を目的とする公益法人は財産帰属先として適格であると定められていることから、類似事業を目的とする公益法人であれば、複数を定めることは差し支えありません。